

大牟田市省エネ家電買換キャンペーン よくある質問集

3 補助対象家電について

No.	質問	回答
3-1	補助対象家電は何ですか。	<p>次の全てに該当するものです。</p> <p>① エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、照明器具、電気温水機器、ガス・石油温水機器、電気便座のいずれか。</p> <p>② 経済産業省が定める「統一省エネラベル」(3-2 参照)において「省エネ性マーク」(3-3 参照)が緑色であること。</p> <p>③ 令和8年5月1日以降に市内の販売店で購入し、自らが居住する市内の住宅に設置され、令和8年9月30日までに交付申請が受け付けられていること。(3-6, 5-1, 5-2, 5-7 参照)</p> <p>④ 新品であること。(3-7 参照)</p> <p>⑤ 同じ機器種類の古い家電製品から新品の家電製品に買い換えたもので、当該古い家電製品を令和8年9月30日までに適正に処分していること。(2-4 参照)</p> <p>⑥ 同一世帯の家族又は自ら使用するものであること(事業目的ではないこと)。(3-12 参照)</p>
3-2	「統一省エネラベル」とは何ですか。	<p>家電製品単体でのエネルギー消費量が特に多く、製品の省エネ性能の差が大きい8品目の家電製品を対象として、省エネ性能をわかりやすく表示する制度です。</p> <p>統一省エネラベルでは、省エネ性能を多段階評価、省エネ性マークなどの省エネルギーラベル、年間目安エネルギー料金など統一されたデザインでわかりやすく表示しています。(3-3 参照)</p>
3-3	「省エネ性マーク」とは何ですか。付いてないと補助金が出ないのですか。	<p>省エネ基準の達成状況を示すマークです。達成率が100%以上の場合は緑色、100%未満の場合はオレンジ色で表示されます。補助対象家電は、省エネ性マークが緑色である家電製品です。(3-4 参照)</p>
3-4	省エネ基準達成率100%未満の家電製品を買ってしまいましたが、補助対象となりますか。	<p>省エネ基準達成率100%未満の家電製品は、「省エネ性マーク」がオレンジ色となり、補助対象にはなりません。</p>
3-5	前回(令和5年度)補助金をもらって買い換えた家電製品を、今回新品に買い換えることはできますか。	<p>買い換えることはできません。</p> <p>前回の補助金を活用して買い換えられた家電製品については、国が示した減価償却資産の耐用年数を過ぎていないため、まだ処分することができません。</p>
3-6	なぜ市内の販売店でしか購入できないのですか。	<p>地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する「重点支援地方交付金」を活用していることから、購入先を市内に限定しています。(3-32 参照)</p>
3-7	なぜ新品の購入しか認めていないのですか。	<p>申請者の住所と補助対象家電の設置場所の整合性は、申請者の住所・居所を証する書類とメーカー保証書に記載の、所有者名、住所から確認することとしています。(2-3 参照)</p> <p>中古品等では、販売店の確認に課題があるほか、メーカー保証書による上記確認にも課題があるため、今回は新品の購入しか認めていません。(3-6 参照)</p>
3-8	リユース品も補助の対象になりますか。	<p>補助対象家電は新品であることとしています。</p> <p>リユース品は補助対象となりません。(1-4, 1-5, 3-7 参照)</p>
3-9	展示品やアウトレット品は、補助の対象になりますか。	<p>市内の販売店で買い換えた対象家電製品であり、新品であれば補助対象となります。(1-4, 1-5 参照)</p>

(次ページにつづく)

3 補助対象家電について(つづき)

No.	質問	回答
3-10	リース品は補助の対象になりますか。	買い換えたものが対象です。 リース品は対象となりません。
3-11	別荘に設置する家電製品は補助の対象になりますか。	自らが居住する市内の住宅に設置したものが対象となりますので、別荘等に設置したものは補助の対象となりません。
3-12	自営で仕事をしています。事務所の家電製品を買い換える場合は補助の対象になりますか。	事業用の家電製品の買換えは補助の対象となりません。 事業目的の場合は、産業振興課へお問い合わせください。 産業振興課 電話 41-2752
3-13	購入予定の家電製品が補助の対象かどうか分かりません。	資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」(チラシのQRコード参照)やメーカーの製品情報サイトで確認可能です。 詳しくは、購入予定の販売店等でお尋ねください。
3-14	「省エネ型製品情報サイト」で型番を調べましたが、検索結果に出てきませんでした。	メーカーが、同サイトに登録していない場合もあるようです。 「省エネ型製品情報サイト」で検索できない場合は、お手数ですが、メーカーの製品情報サイトや購入予定の販売店で確認してください。(3-13, 3-15 参照) なお、「省エネ型製品情報サイト」で型番を検索する場合は、あいまい検索ができないため、正しい型番を入力する必要があります。 例：・アルファベットが小文字→大文字にする。 ・ハイフン(ー)が付いていない。 ・ハイフン(ー)の位置が違う。 型番で検索できない場合は、家電の種類とメーカー名で検索してみてください。
3-15	チラシにテレビの省エネ基準達成率が記載されていません。どうすればいいですか。	販売店等でお尋ねください。 または、「省エネ型製品情報サイト」やメーカーの製品情報サイトで確認してください。(3-13, 3-14 参照)
3-16	なぜ、洗濯機や掃除機は補助の対象じゃないのですか。	家電製品単体でのエネルギー消費量が特に多く、統一省エネラベルの対象となっている8品目に限って、補助の対象家電製品としています。(3-2 参照) 洗濯機や掃除機はエネルギー消費量が特に多い家電製品にはなっていないため、補助の対象としていません。
3-17	照明器具とは何ですか。	LEDシーリングライトやLEDペンダントライトなど、LEDを使用した照明器具が対象です。LED電球のみは対象となりません。
3-18	LED電球は補助の対象になりますか。	補助の対象になりません。 電球は照明器具とは別の省エネ基準が定められており、統一省エネラベルの対象ではありませんので、今回の補助の対象となりません。(1-3, 3-1, 3-2 参照)
3-19	電気便座から便器一体型の電気便座に買換えたいのですが、補助の対象になりますか。	補助の対象になります。 なお、宅内配管の工事費用は対象となりません。
3-20	電気便座の買換えで、便器も交換する必要があります。便器の費用も補助の対象になりますか。	電気便座の買換え費用のみが補助の対象です。 便器は家電製品ではありませんので、便器の買換えに係る費用は補助の対象になりません。(1-3, 3-1 参照)
3-21	電気便座の買換えは、浄化槽の設置補助と併用できますか。	電気便座の買換えは、浄化槽の設置補助と併用可能です。 浄化槽の設置補助については、環境業務課へお問い合わせください。 環境業務課 電話 41-2720

(次ページにつづく)

3 補助対象家電について(つづき)

No.	質問	回答
3-22	販売店オリジナルモデルも対象になりますか。	省エネ基準達成率が100%以上の家電製品であれば対象となります。(3-1, 3-3 参照) 「省エネ型製品情報サイト」で確認ができない場合は、メーカーの製品情報サイトから確認するなど、省エネ基準を達成していることが確認できる書類を添付してください。(3-13, 3-14, 3-15 参照)
3-23	テレビを買って、自分で持って帰って、自分で設置しても補助対象になりますか。	補助の対象になります。 なお、古いテレビを家電リサイクル法に基づいて処分したことを示す「家電リサイクル券(排出者控)」の写しを必ず提出してください。(2-4, 7-1⑥, 7-16 参照)
3-24	壊れた家電製品を買い換えても補助の対象になりますか。	補助の対象になります。 なお、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビの場合は、必ず「家電リサイクル券(排出者控)」の写しを添付してください。(2-4, 7-1⑥, 7-15, 7-16, 7-17 参照)
3-25	補助対象家電を複数台買った場合は全て補助の対象になりますか。	複数品目、複数台の補助対象家電を買い換えた場合も全て補助の対象となります。(1-8, 4-2 参照) 申請は1世帯当たり1回限りですので、一括して申請してください。(1-6 参照) なお、買換えは同じ機器種類の古い家電製品1台につき省エネ家電製品1台としています。 例えば、1台の古い冷蔵庫を2台の新品の冷蔵庫や、2台のテレビを3台の新品のテレビに買い換える場合は、新品の冷蔵庫1台や新品のテレビ2台の購入額が補助の対象となります。
3-26	古いテレビをリサイクルに出して、新しいエアコンを買ったら補助の対象になりますか。	補助の対象になりません。 同じ機器種類の1対1の買換えを補助対象としています。 テレビからエアコンへの買換えや石油温水機器から電気温水機器への買換えなど、異なる機器種類間の買換えは、補助の対象にはなりません。 また、同じ機器種類の買換えであっても、例えば古いテレビ2台から新品のテレビ3台に買い換えた場合は、2台分だけが補助の対象となります。
3-27	なぜ、同じ機器種類の買換え以外は補助の対象にならないのですか。	この事業は、物価高騰対策であるだけでなく、より省エネ性能の高い家電製品への買換えをとおして、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減や、二酸化炭素排出量の確実な削減を目指しています。(1-1 参照) 種類の異なる機器の処分と購入では、必ずしも家庭におけるエネルギー費用負担の軽減や、二酸化炭素排出量の確実な削減にならないことから、補助の対象とはしていません。
3-28	買換え前の家電製品を、購入店が下取りしたり、リサイクルショップへ売却したり、知人へ譲渡したりした場合、買換え後の家電製品は補助の対象になりますか。	補助の対象になりません。 二酸化炭素排出量の確実な削減のため、古い家電製品を適正に処分すること(2-4 参照)が補助の条件の一つとなっています。
3-29	エアコンをリサイクルしようとしたら、リサイクル券を発行できないと言われました。どうしたらいいですか。	天井埋め込みカセット型エアコン、壁埋め込み型エアコン、天吊り型セパレートエアコン、パッケージエアコン及び業務用機器を家庭で使用されている場合の、買換え補助については、コールセンターまでお問い合わせください。

(次ページにつづく)

3 補助対象家電について(つづき)

No.	質問	回答
3-30	テレビをリサイクルしようとしたら、リサイクル券を発行できないと言われました。どうしたらいいですか。	家電リサイクル法の対象外となっているテレビの買換えは、補助の対象にはなりません。
3-31	冷凍庫をリサイクルしようとしたら、リサイクル券を発行できないと言われました。どうしたらいいですか。	家電リサイクル法の対象外となっている冷蔵庫・冷凍庫の買換えは、補助の対象にはなりません。
3-32	どの販売店で買っても補助対象となりますか。	常時、新品の家電製品を取り扱っている市内の販売店で購入したものが補助の対象となります。(3-6~3-9 参照)
3-33	インターネット経由での購入は補助対象になりますか。	原則として、補助の対象となりません。(3-6 参照) ただし、市内に実在する販売店がインターネットや電話での注文を受けて販売する場合など、市内販売店の領収証が発行されるときは補助の対象となります。(3-32 参照)
3-34	オークションなどでの購入も補助対象になりますか。	補助の対象になりません。 オークションは、市内の販売店からの買換えと判断できず、新品であるかの判別もできないため、補助対象となりません。(1-4, 1-5, 3-6~3-9 参照)